

大分県報

令和二年
十二月十五日
号外（一〇三）

（火曜日）

目次

告示

緊急消毒の実施命令……………一

告示

大分県告示第七百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定に基づき、次のとおり緊急消毒を実施することを命ずる。

令和二年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急的な対応として家きん類飼養農場での消毒薬の散布を徹底する。

二 実施する区域

県内における家きん類を百羽以上飼養する家きん類飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める農場

三 消毒方法

消石灰等の農場内散布

四 実施期間

令和二年十二月十六日から令和三年一月十五日まで